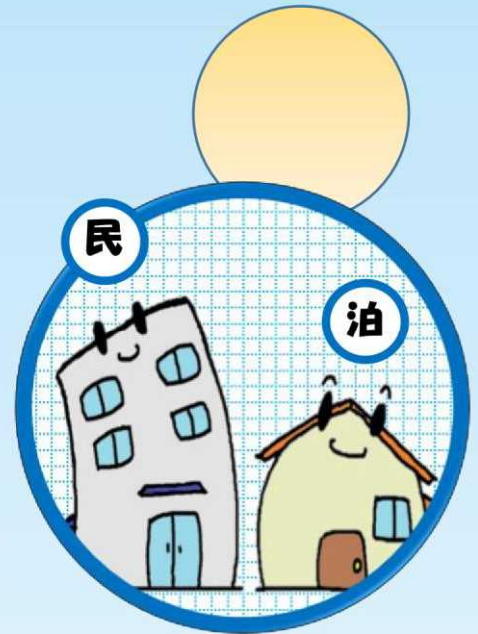




保育所の開設



増築・改築・改装



民泊の営業



オフィスの移転
間仕切りの変更



お店の営業



消防署への届出が必要です。

これらのほかにも届け出が必要な場合があります。

詳しくは、お近くの消防署までお問合せください。

東京消防庁

東京消防 使用開始

検索

届出の種類と時期

建物を使用する場合、法令基準等に適合しているか消防署が確認し、検査を行います。



工事中

工事の開始



工事の終了



消防検査



営業開始

防火対象物工事等計画届出書

工事を始める**7日前までに**提出してください。
※居抜き入居の場合、提出の必要ありません。

防火対象物使用開始届出書

建物の使用を始める**7日前までに**提出して消防検査を受けてください。
※居抜き入居の場合でも提出してください。

届出に必要な書類

建物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表、建具表、厨房機器明細表

防火管理者選任届出書 消防計画作成届出書

建物の使用を始める**前までに**提出してください。
※建物の規模によっては、統括防火管理者選任届出書、全体についての消防計画作成届出書が必要になる場合もあります。

問合せ先



届出先

<台東区>

<墨田区>

<足立区>

<東京消防庁ホームページで管轄署を確認することができます>

※消防署への相談は事前相談予約のうえ、来署してください。